

3世高福第1178号
令和4年1月26日

各介護サービス事業所・施設 管理者 様

世田谷区高齢福祉部長
長岡 光春

介護サービス事業所・施設における濃厚接触者の取扱いについて

日頃より、世田谷区の高齢福祉行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
令和4年1月5日（令和4年1月14日一部改正）付「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（以下「国通知」という。）において、濃厚接触者の取扱いが示されたことを踏まえ、区として下記のとおり対応することといたしましたので、お知らせします。

記

1 国の濃厚接触者の取扱いについての考え方

別紙「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の濃厚接触者の取扱いについて」（以下「区通知」という。）の「2 国における濃厚接触者の取扱い（概要）」に記載のとおり。

※国通知については、以下のURLからダウンロードが可能です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000881571.pdf>

2 区の対応について

国の考え方を踏まえ、世田谷区在住の介護サービス事業所・施設の従事者については、区通知（別紙）「3 区としての対応」に記載のとおり取扱います。

検査方法により、最終曝露日（陽性者との接触等）から「6日目」又は「6日目と7日目」に検査を行い陰性が確認された場合は、事業者の判断により、濃厚接触者の待機期間である10日を待たずに待機を解除する取扱いを可能とします。

※事業所・施設の従事者については、職種に関係なく本通知の取扱いの対象です。

委託や派遣により事業所・施設で従事している方も、同様の対応が可能です。

※世田谷区以外に在住の従事者の取扱いについては、住所地を管轄する保健所にご確認ください。

3 留意事項

- (1) 最終曝露日（陽性者との接触等）から10日を待たずに濃厚接触者である従事者の待機を解除する（以下「待機解除」という。）取扱いは、従事者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が複数発生、外部からの応援による従事者の確保も困難で従事者が

不足する等、当該従事者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に限り行うこととし、事業者において慎重に検討のうえ、決定してください。

- (2) 検査方法は事業者が確保し、事業者の費用負担により検査を実施してください。
事業所の利用者又は従事者に感染者が発生したことにより、事業の継続を目的に検査を実施する場合は、検査費用を「世田谷区高齢者・障害者施設等支援事業補助金」の対象経費に含めることが可能です。
- (3) 無症状の濃厚接触者の陰性を確認するための抗原定性検査キット（以下「検査キット」という。）は、薬事承認されたものを使用してください。昨年10月より当区保健福祉政策部保健医療福祉推進課が希望施設に配付している検査キットは、薬事承認されたものです。なお、現時点では、区では検査キットの追加配付には応じておりません。
- (4) 検査結果は事業者が必ず確認を行い、待機解除の決定は、事業者の判断で行ってください。当該従事者を業務に従事させる場合は、当該従事者の同意を得るとともに、状況に応じて利用者又はその家族に状況を説明する等のご配慮をお願いします。
※当該従事者が世田谷区民の場合は、世田谷区や保健所への報告は不要です。
世田谷区以外に在住の場合は、住所地を管轄する保健所にご確認ください。
- (5) 待機解除を決定し、当該従事者を業務に従事させる場合は、感染対策を徹底してください。最終曝露日（陽性者との接触等）から10日目までは当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう、当該従事者へ説明をお願いします。
- (6) 医療機関以外での検査により陽性が確認された場合は、当該従事者に対し、医療機関への受診を促すとともに、診断結果の報告を求めてください。
- (7) 本通知の取扱いについて内容の変更が生じる場合は、あらためてお知らせします。

4 問合せについて

本件についてのお問合せは、区ホームページを確認のうえ、「質問票」（様式は区ホームページに掲載）をファクシミリで、以下の問合せ先までお送りください。

翌開庁日を目途に、質問票に記載された担当者あてに電話でご連絡いたします。

※新型コロナウイルス感染者の急増により、区への問い合わせが多くなっています。

電話がつながりにくい状況が続いていますので、質問票での問合せにご協力ください。

【問合せ先】

- ①特別養護老人ホーム及び介護事業所以外の高齢者施設
高齢福祉課事業担当（運営） FAX 5432-3085
- ②介護保険サービス事業所・施設（①の施設を除く）
介護保険課事業者支援担当（石井） FAX 5432-3059

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の
濃厚接触者の取扱いについて

1 主旨

令和4年1月5日（令和4年1月14日一部改正）付「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（以下「国通知」という。）において、濃厚接触者の取扱いが示されたことを踏まえ、区として下記のとおり対応する。

2 国における濃厚接触者の取扱い（概要）

- ・濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間とする。
- ・自治体の判断により、「社会機能維持者」に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除することが出来る。
- ・無症状の濃厚接触者が、最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目に、核酸検出検査又は抗原定量検査を行い陰性が確認された場合は待機を解除できる。
- ・無症状の濃厚接触者が、最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目と7日目に、抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）で検査を行い陰性が確認された場合は待機を解除できる。（【参考③】に記載の①から⑤の対応を行うこと）
- ・事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

3 区としての対応

(1) 社会機能維持者の取扱い

自治体の判断により、「社会機能維持者」に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることを踏まえ、区としては「10日を待たずに解除する取扱い」を実施する。

(2) 検査により陰性が確認された場合の待機の解除

原則として、社会機能維持者の検査は事業者が検査キットを準備するなど検査受検を調整し、その費用を負担する。

①核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合

- ・無症状の濃厚接触者が、最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目に、核酸検出検査（PCR検査）又は抗原定量検査を行い、陰性が確認された場合は待機を解除できる。

②抗原定性検査キットを用いる場合

- ・無症状の濃厚接触者が、最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目と7日目に、抗原定性検査キットで検査を行い陰性が確認された場合は待機を解除できる。

- ・抗原定性検査キットは薬事承認されたものとする。
- ・研修を受講した検査管理者が実施することが望ましいが、感染拡大など緊急性を考慮し、研修を受講していない無症状の濃厚接触者が自宅で検査することも認める。

5 区民への周知

ホームページ、ツイッターにより広く周知する。

【参考①】国通知（抜粋）

- ・オミクロン株の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間とする。
- ・自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）（※）に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱を実施できる。
- ・待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行う。
 - （1）社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。
 - （2）無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
 - （3）検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、【参考③】に記載の①から⑤の対応を行うこと。
 - （4）いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。
 - （5）事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。
- ※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。

【参考②】(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者(抜粋)

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、

航空・空港管理、郵便等)

- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

【参考③】抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書（抜粋）

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。